



埼玉県報

第97号
令和2年(2020年)
4月14日
火曜日

目次

告示

- 県営土地改良事業吉見領地区（湛水防除事業）の工事完了（東松山農林振興センター）
- 県営土地改良事業北川辺地区（かんがい排水事業）の工事完了（加須農林振興センター）
- 元荒川上流土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 上里土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 上里西部土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 羽生都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 羽生都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 羽生都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 羽生都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 開発行為に関する工事の完了告示（越谷建築安全センター）
- 令和2年度埼玉県労働委員会あっせん員候補者の氏名等の公示（審査調整課）

告 示

埼玉県告示第三百九十号

県営土地改良事業吉見領地区（湛水防除事業）の工事を令和二年三月十六日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和二年四月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百九十一号

県営土地改良事業北川辺地区（かんがい排水事業）の工事を平成二十八年五月二十五日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和二年四月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年四月九日認可した。

令和二年四月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

元荒川上流土地改良区

二 事務所所在地

行田市

告 示

埼玉県告示第三百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年四月九日認可した。

令和二年四月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

上里土地改良区

二 事務所の所在地

児玉郡上里町

告 示

埼玉県告示第三百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年四月九日認可した。

令和二年四月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

上里西部土地改良区

二 事務所所在地

児玉郡上里町

告 示

埼玉県告示第三百九十五号

令和元年埼玉県告示第八百五十二号で公示した公共測量は、令和二年三月二十四日終了した旨測量計画機関である北本市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百九十六号

令和元年埼玉県告示第七百十七号で公示した公共測量は、令和二年三月二十五日終了した旨測量計画機関である八潮市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百九十七号

令和元年埼玉県告示第七百十八号で公示した公共測量は、令和二年三月十九日終了した旨測量計画機関である川越市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百九十八号

令和二年埼玉県告示第九十六号で公示した公共測量は、令和二年三月三十一日終了した旨測量計画機関である埼玉県飯能県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百九十九号

令和二年埼玉県告示第六十九号で公示した公共測量は、令和二年三月十九日終了した旨測量計画機関である白岡市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百号

令和元年埼玉県告示第四百四十六号で公示した公共測量は、令和二年三月二十七日終了した旨測量計画機関である熊谷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百一号

令和元年埼玉県告示第七百三十一号で公示した公共測量は、令和二年三月十九日終了した旨測量計画機関であるときがわ町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百二号

令和元年埼玉県告示第七百三十二号で公示した公共測量は、令和二年三月三十一日終了した旨測量計画機関である狭山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百三号

令和元年埼玉県告示第六百八十七号で公示した公共測量は、令和二年三月三十一日終了した旨測量計画機関である鶴ヶ島市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百四号

羽生市から羽生都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年四月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百五号

羽生市から羽生都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年四月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百六号

羽生市から羽生都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年四月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百七号

川島町から川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年四月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百八号

羽生市から羽生都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和二年四月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年四月十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志 村 宏

一 許可番号

令和二年三月二十七日

指令越建セ第〇一〇一四一号

二 検査済証番号

令和二年四月十日

越建セ第二三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東三百六十一番九、三百九十四番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県蓮田市緑町三丁目二番二号 シテイハイムミュキニ〇二号

栗本 翔平

告 示

埼玉県労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づき、令和二年度あっせん員候補者に次の者を委嘱したので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により公示する。

令和二年四月十四日

埼玉県労働委員会会長 今 井 眞 弓

氏名	現職	主要経歴
今井 眞弓	弁護士 埼玉県労働委員会公益委員	埼玉県都市計画審議会委員（現）
清水 邦夫	公益財団法人埼玉県市町村振興協会評議員 埼玉県労働委員会公益委員	埼玉県危機管理防災部長
青木 孝明	弁護士 埼玉県労働委員会公益委員	さいたま家庭裁判所家事調停委員
甲原 裕子	弁護士 埼玉県労働委員会公益委員	さいたま家庭裁判所家事調停委員（現）
向田 正巳	駒澤大学法学部准教授 埼玉県労働委員会公益委員	九州国際大学法学部助教授
持田 明彦	自治労埼玉県本部特別中央執行委員 埼玉県労働委員会労働者委員	自治労埼玉県本部中央執行委員長 日本労働組合総連合会埼玉県連合会副会長
近藤 嘉	日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長 埼玉県労働委員会労働者委員	自動車総連埼玉地協議長
畔上 勝彦	自治労連埼玉県本部中央執行委員長 埼玉県労働委員会労働者委員	埼玉県職員組合教育局支部執行委員長
谷内 聡	JAM北関東執行委員長・JAM埼玉会長 埼玉県労働委員会労働者委員	ボッシュ労働組合執行委員長 日本労働組合総連合会埼玉県連合会副会長（現）
大谷 誠一	日本労働組合総連合会埼玉県連合会副事務局長 埼玉県労働委員会労働者委員	埼玉県電力関連産業労働組合総連合会会長 日本労働組合総連合会埼玉県連合会副会長
平石 正治	有限会社乾特殊鋳造所代表取締役 埼玉県労働委員会使用者委員	川口鋳物工業協同組合業務委員長（現）
廣澤 健一	一般社団法人埼玉県経営者協会業務執行理事・専務理事・事務局長 埼玉県労働委員会使用者委員	株式会社埼玉りそな銀行秩父支店長
芦葉 武尊	株式会社芦葉建設代表取締役 埼玉県労働委員会使用者委員	埼玉県商工会青年部連合会会長
木村 謙一	株式会社高麗川カントリー倶楽部取締役社長 埼玉県労働委員会使用者委員	株式会社埼玉りそな銀行取締役常務執行役員経営管理部担当 むさし証券株式会社会長
中村 元信	日東商事株式会社取締役社長 埼玉県労働委員会使用者委員	株式会社武蔵野銀行常務取締役
奥山 秀	埼玉県労働委員会事務局事務局長	
吉田 雄一	埼玉県労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長	
武澤 真紀	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	
野口 尚	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	
増井 望未	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
萩原 美季	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
土屋 千鶴子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
河上 雄一	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	